

MIO PRESS

LAW
OFFICE
秋号

OSAKA / KYOTO / KOBE

vol.28

2024.10

特集
Special Feature

生成AIと著作権

利用者サイドから見た著作権法上の注意点

連載 知つ得! 交通事故

法律コラム 知らないと怖い法律の話

支店便り 京都地方裁判所とその支部

リガサボ! 経営セーフティ共済の税制が
改正されます



抽選で30名様に
読者プレゼント
実施中!!

詳しくは裏表紙をご覧ください

KBS京都ラジオで、毎週土曜日(朝7:00~7:15)放送中の
「主婦弁! 澤田有紀のやさしい法律カフェ」が
いつでも聴けるようになりました!!



主婦弁の澤田有紀弁護士が、知れば知るほど面白く、
日々の暮らしに効いてくる、「法律」や「お金」にまつわる
お役立ち情報を、分かりやすくお届けしています。

<https://www.miolaw.jp/blog/radio/>



大阪・京都・神戸
弁護士法人みお総合法律事務所

代表弁護士: 大阪弁護士会所属 / 澤田 有紀 伊藤 勝彦

〈業務分野〉交通事故／遺産相続／離婚問題／債務整理／顧問契約・会社法務／その他

お問い合わせ・ご相談は
0120-7867-30



通話料無料

受付時間(月～土) / 9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]

みお 法律

大阪事務所

OSAKA

〒530-8501
大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスワード14階
TEL: 06-6348-3055 FAX: 06-6348-3056
執務時間: 月～金曜日 / 9:00～20:00
土曜日 / 10:00～18:00
受付時間: 月～土曜日 / 9:00～17:30

京都駅前事務所

KYOTO

〒600-8216
京都市下京区烏丸通七条下ル東塙小路町
735-1 京阪京都ビル4階
TEL: 075-353-9901 FAX: 075-353-9911
執務時間: 月～土曜日 / 9:30～18:00

神戸支店

KOBE

〒651-0086
神戸市中央区磯上通8丁目3番10号
井門三宮ビル10階
TEL: 078-242-3041 FAX: 078-242-3042
執務時間: 月～土曜日 / 9:30～18:00

読者アンケートプレゼント実施中!



「読者アンケートプレゼント」は、
スマートフォンからもご応募できます!

ご応募はこちらから



キトリ線



アンケートにご協力いただいた方の中から、**抽選で30名様**に澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切

2024年12月末日

*当日消印有効

※プレビューやお選びいただくことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。

アンケートの回答にご協力お願いいたします

- Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)
【特集】生成AIと著作権 知つ得! 交通事故
 知らないと怖い法律の話 支店便り
 リガサボ! 事務局通信

- Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)
 交通事故 相続問題 離婚(男女)問題
 借金問題 労働問題 刑事事件
 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他...) 企業法務
 その他()

Q.3 法律問題でお困りの事・日々疑問に思う法律問題など

- Q.4 みお総合法律事務所へのご意見・メッセージなど
 「はい」とお答えいただいた方...
 今後もMIO PRESS(本誌)の継続送付を希望

アンケートにご協力いただきありがとうございました。



する金銭的な請求が認められます。しかし、交通事故では、ほとんどの場合、加害者が任意保険の契約をしており、被害者に対する支払は保険会社が行います。そのため、治療費や慰謝料などがいくら発生しているのかという金銭面に利害関係

示談内容への利害関係

事手続き・行政手続きの3つの手続きが進められています。それぞれの手続きで被害者と加害者がどのように関わっていくのかというと、刑事手続きと行政手続きは、国家機関と加害者の関係になりますので、基本的に被害者の方が加害者と関わっていくことはありません。一方、民事手続きは、加害者と被害者の関係の手続きですので、被害者の方が加害者と深く関わっていく手続きのようにも見えます。ただ、実質的には、被害者対保険会社の手続きとなるため、民事手続きでも被害者の方が加害者と深く関わることはありません。なぜそのようになるのでしょうか。そのメリットとデメリットも含めて見ていきます。

本コラム担当の羽賀です。今回は、交通事故被害者と加害者の関わり方にについて解説をします。

加害者と交渉しない
いけないとなると
こんなことに…

あります。また、加害者と話をするより、金銭面で利害関係があり、交通事故の手続きについて一定の基礎知識がある保険会社と話をした方が、スムーズに手続きが進みます。何より保険会社相手であれば、資力不足による不払いのリスクを考える必要がありません。このような観点から、保険会社が交渉相手になることは、被害者にとってもメリットがあると言えます。

まどか

加害者と交渉しないといけないと
なった場合のことを考えてみましょう。
お金がないと言つて治療費を支払つ
てもらえないかもしません。居留守
を使われるかもしません。事故の時
の話になつてお互い感情的になつてしま
うかもしません。

保険会社と交渉していくも色々な問
題が生じるかもしませんが、少なく
とも以上のような事態が発生すること
は、ほほないはずです。

保険会社と交渉
するというのは、
結構合理的なシス
テムと言えるで
しょう。





Special Feature

著作権侵害があった場合には、損害賠償義務がある場合には、損害賠償義務が発生することがあります。また、故意・過失がない場合でも、不当利得返還請求権といって、利用料相当額支払いを求められことがあります。さらに、故意・過失がなくとも差止請求を利用をやめようと求めることがされるでしょう。悪質な場合には、刑事案件になることもあります。

著作権侵害に
なることを
予防するには

著作権侵害に
なることを
予防するには

An illustration featuring a large yellow lightbulb on the left, glowing with white rays and small stars. Inside the bulb, the letters 'IC' are visible, representing the Creative Commons logo. A man in a blue suit and yellow tie stands to the right, holding a large grey padlock. He appears to be either opening or closing the padlock over the bulb's neck. The background is a light beige color with white clouds.

最後に



弁護士
倉田 壮介

生成AIについては、技術の進歩がまさに日進月歩で、法的規制に関する議論も時間を追うごとに深まっている状況です。本コラムの解説は、現時点での代表的と思われる見解によっていますが、将来的にどのような議論がされるか、具体的な事件に当たって裁判官がどのような判断をするかは必ずしも明確ではありませんので、知識のアツプデートが必要です。

また出力された作品が既存の作品に似ている場合、類似性が認められる可能性があるので、利用を避けるべきでしよう。さらに学習用データセットに他人の著作物が入っている可能性がある場合には、依拠性があると判断されるおそれがあるので、そのような生或A-1は利用すべきではありません

N

H Kの朝ドラ「虎に翼」を毎日楽しみに見て います。

所長も歴任された、法曹界の女性
先駆者三淵嘉子さんをモデルにした

時代が変わり法律が変わつても、人の意識はなかなか変わりません。その例のひとつに、ハラスメント問題があります。

お詫びです。三淵さんは1938年（昭和13年）に高等試験司法科試験に合格、1940年（昭和15年）第二東京

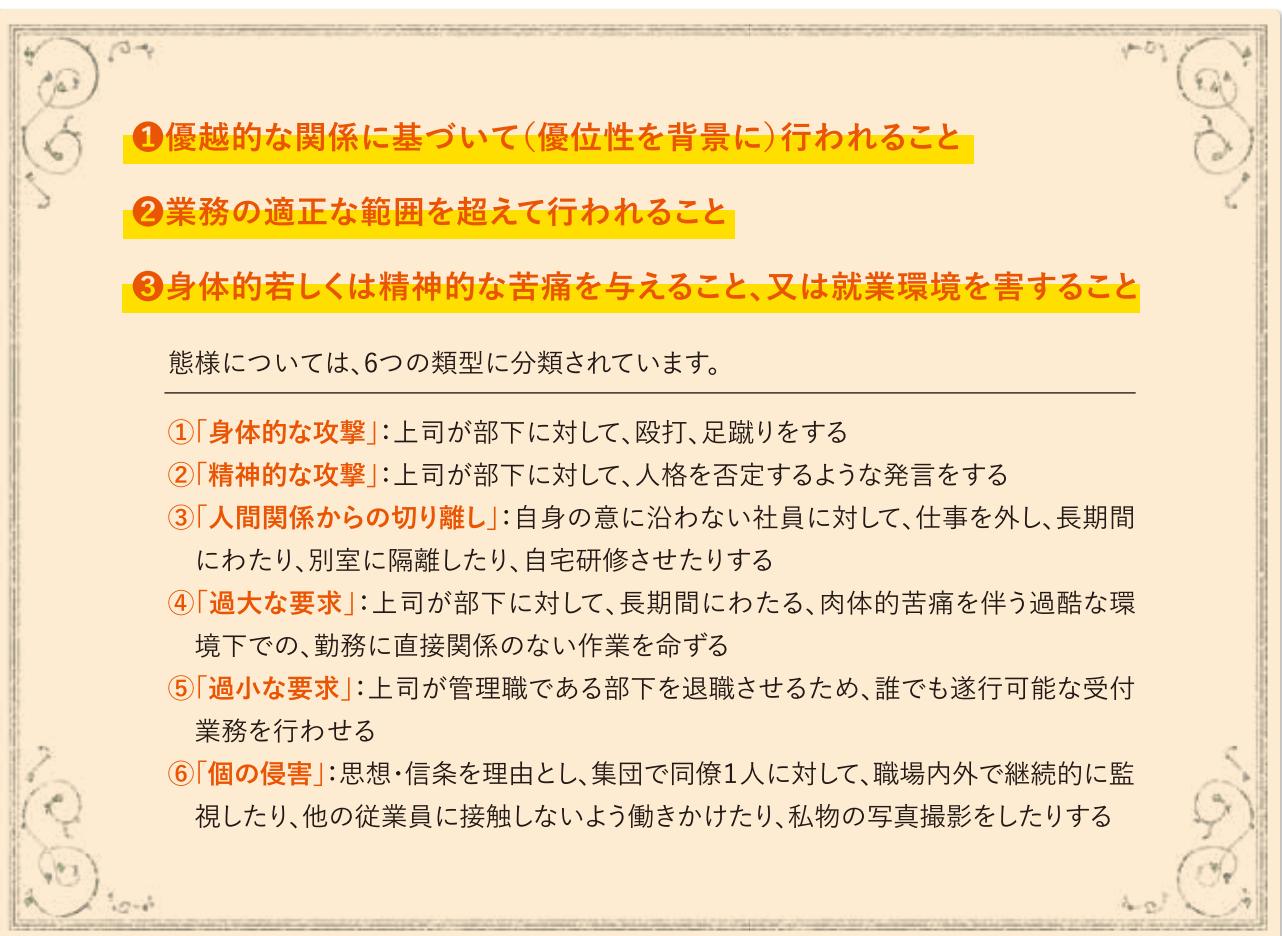
裁判官に採用されました。

60年も先輩の話とは思えないほど、「昔も今も何も変わらない」と共感できます。戦後、民法が改正され家庭制度がなくなつても、今でも地方に よつては、長男が全財産を相続する のが当たり前、嫁に行つた娘にはせいぜいハンコ代程度渡しておけばよいとい う意識の方はいっぱいいらつしやい ます。結婚してどちらの姓を名乗つ てもよいことになつても、圧倒的多数 は男性の姓を名乗っています。

- ①優越的な関係に基づいて(優位性を背景に)行われること
- ②業務の適正な範囲を超えて行われること
- ③身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業環境を害すること

態様については、6つの類型に分類されています。

- ①「**身体的な攻撃**」：上司が部下に対して、殴打、足蹴りをする
 - ②「**精神的な攻撃**」：上司が部下に対して、人格を否定するような発言をする
 - ③「**人間関係からの切り離し**」：自身の意に沿わない社員に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離したり、自宅研修させたりする
 - ④「**過大な要求**」：上司が部下に対して、長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での、勤務に直接関係のない作業を命ずる
 - ⑤「**過小な要求**」：上司が管理職である部下を退職させるため、誰でも遂行可能な受付業務を行わせる
 - ⑥「**個の侵害**」：思想・信条を理由とし、集団で同僚1人に対して、職場内外で継続的に監視したり、他の従業員に接触しないよう働きかけたり、私物の写真撮影をしたりする



問題になった事例

- ・指導に熱が入り、手が出てしまった（頭を小突く、肩をたたく、胸倉を掴むなど）。
 - ・繰り返しミスをする部下に対し、ヘルメットの上から叩く等の体罰を与えた。
 - ・指導に熱が入り、物を投げて怪我をさせた。
 - ・宴会の席でのマナーに関する注意が過熱し、後輩を蹴飛ばした。
 - ・「馬鹿」「ふざけるな」「役立たず」「給料泥棒」「死ね」等暴言を吐く。
 - ・大勢の前で叱責する、大勢を宛先にしめたメールで暴言を吐く。
 - ・十分な指導をせず、放置する。
 - ・指導の過程で個人の人格を否定するよ

⑥「固の侵害」

- ・プロジェクトに参加させてもらえず、本人から「経営に貢献したい」と相談があつた。

⑥ 個の侵害

 - ・パートナーーや配偶者との関係など、プライベートを説明する。
 - ・しつこく飲み会に誘う、職場の懇親会を

本人から「経営に

- 同僚の仕事を扱われた。

 - ・資料作成のため、休日出勤を強いられた。
 - ⑤「過小な要求」
 - ・プロジェクトに参加させてもらはず、本人から「経営に貢献したい」と相談があつた。
 - ⑥「個の侵害」
 - ・パートナーや配偶者との関係など、プライベートを詮索する。
 - ・しつこく飲み会に誘う、職場の懇親会を欠席するのに理由を言うことを強要する。

⑤ 過小な要求

- 同僚の仕事を扱われた。

 - ・資料作成のため、休日出勤を強いられた。
 - ⑤「過小な要求」
 - ・プロジェクトに参加させてもらはず、本人から「経営に貢献したい」と相談があつた。
 - ⑥「個の侵害」
 - ・パートナーや配偶者との関係など、プライベートを詮索する。
 - ・しつこく飲み会に誘う、職場の懇親会を欠席するのに理由を言うことを強要する。

⑤「過小な要求」

- 同僚の仕事を扱われた。

 - ・資料作成のため、休日出勤を強いられた。
 - ⑤「過小な要求」
 - ・プロジェクトに参加させてもらはず、本人から「経営に貢献したい」と相談があつた。
 - ⑥「個の侵害」
 - ・パートナーや配偶者との関係など、プライベートを詮索する。
 - ・しつこく飲み会に誘う、職場の懇親会を欠席するのに理由を言うことを強要する。

・メットの上から叩く等の体罰を与えた。

・指導に熱が入り、物を投げて怪我をさせた。

・宴会の席でのマナーに関する注意が過熱し、後輩を蹴飛ばした。

②「精神的な攻撃」

・「馬鹿」「ふざけるな」「役立たず」「給料泥棒」「死ね」等 暴言を吐く。

- 死に至つたり、重い傷病にかかつた場合には、巨額の賠償責任を負う可能性があります。

死に至つたり、重い傷病にかかつた場合には、巨額の賠償責任を負う可能性があります。

知らないと怖い法律の話

～パワハラ～



代表弁護士
澤田 有紀
Aki Sawada

令和になつてからは、パワハラ、カスハラという言葉もよく耳にするようになりました。このような言葉が出てきたことで、今まで嫌だと思っても我慢してきた言動が、ハラスメントとしてよくない事だと声を上げることがで起きるようになりました。

私が学校を出て一般企業に就職をしたのは昭和60年、まさに昭和の終わりでしたが、会社の宴会では、脂ぎった上司が肩を抱いてきたり、カラオケで無理やりデュエットを唄わされました。嫌だなと思つても、社会ってそんなものかなと我慢して、ハラスメントだと声を上げることはありませんでした。

でも、セクハラが非難されるべきことだと知られるようになつてからは、被害者や周りの人が「それってセクハラですかね」と声を上げることができるようになりました。

それでも昭和のおじさんと同じ感覚の方が今もいっぱいいらっしゃいます。セクハラやパワハラをしている本人は、それがハラスメントとは思つていません。最近もどこかの町長さんが職員にハラスメントをしたことが告発されて、ワ

イドショードの話題になっていました。スキンシップが円滑な職場関係を作るなんて思っていても、相手も嫌がつていないと思つても、セクハラは、相手がセクハラだと思つたら、セクハラ成立です。

パワハラも昭和や平成の時代なら、職場つてそんなものかと、当事者は我慢するしかありませんでした。パワハラが違法だと、いうことが知られるようになつたことにより、被害者や周囲の人が声を上げやすくなりました。もちろん今でも、パワハラ体質の会社や上司は少なからず存在し、被害を受けても声を上げられずに精神を病むなど、深刻な事態になつてしまふかたもいらっしゃいます。

セクハラは相手がセクハラだと思つたらセクハラ成立ですと言いましたが、パワハラの場合は、単純ではありません。上司から部下への指導は正当な業務であり、場合によつては、厳しく指導する必要もあります。



弁護士法人みお公式「インスタグラム」のご紹介

父・魔王の立派な跡継ぎになるべく人間界で勉強中の主人公・真央。それなのになぜか次々アクシデントに巻き込まれて絶不調。法律の力は果たして彼女を救えるのか?みおの公式インスタグラムでは、面白くて役に立つ法律系漫画『絶不調ですけど何か?』を連載中です!



父はみんなが有名人



本当は将来父の仕事を継ぐことになっていた



交通事故は突然に。
第1話



春から社会人23歳



新生活がスタート!



甘いオフィスラブがはじま...



人間界の勉強をして立派な魔王に



魔王なの!



「法律系漫画」の
続きが気になる方は
▼こちらから▼



弁護士法人みお公式「インスタグラム」



翌日



なるほど...



骨折してね



小学生
向け



弁護士体験イベントを開催しました!!

この度、大阪駅開業150周年記念イベント「大阪ステーションシティ・キッズ ウィーク」にて、小学生の方を対象に、弁護士体験イベントを開催いたしました!

仮想世界で模擬法律相談・模擬交渉を体験していただきました!

イベントでは、「ワンワン王国」という仮想世界で起きた法律事件をテーマに、小学生の皆さんに、弁護士になりきっていただきました。関係資料のほか、仮想の法律や裁判例など、1つ1つ弁護士が手作りました。かわいいスライド資料は、事務局で手作りしました。

法律相談でクライアントにどんなことを質問すればよいか、和解交渉の条件をどのように提示すればよいかを、話し合っていただきました。

「もっとこんなことをクライアントに質問しては?」「こんな条件だったら相手も納得してくれるかも!」など、皆さん様々なアイデアを出してくださいました。

皆さん、真剣に法律と向き合っていただいて、「イベントを開催してよかった」と、心から思うことができました。「もしかしたら、今回ご参加いただいた小学生の方が、司法試験に合格して、法廷でお会いすることができるかも?」と想像しながら、皆さんの奮闘を温かく見守っておりました。



法教育に貢献できる弁護士を目指して!

当事務所では、今後とも、小・中学生の方に向けた法教育イベントを企画して参りたいと思います。

弁護士の派遣をご希望の学校様、ぜひお問い合わせをお願いいたします。

弁護士
石田 優一



弁護士法人みおは、全国に高品質な企業法務をご提供するために、オンライン法律相談サービスを運営しています。サイト中でご覧いただける法律コラムは、弁護士がビジネスに役立つ最新情報を順次更新。

より身近に、より便利に——WEB法律相談サービス

「Web Lawyers」

顧問契約で弁護士をビジネスパートナーに!

月額 **1**
(税別)
万円~



京都には、京都地方裁判所及びその支部、京都家庭裁判所及びその支部、並びに各地の簡易裁判所が存在しています。

今回はそのうち、京都地方裁判所とその支部についてお話ししたいと思います。

園部支部は、亀岡市や南丹市の大部分を管轄しており、所在地は南丹市園部町です。

京都事務所から向かうときは、

京都駅から「園部」駅までJR嵯峨野線（山陰本線）に乗るのですが、

京都駅から市営地下鉄が減つてしまたため、どうしても待ち時間が発生してしまい、前よりも往復に時間がかかるようになります。

京都地方裁判所本庁（「支部」）に

京都で弁護士として働いている私にとっては最も馴染みのある裁判所ですが、御所の南側にあるため、

みおの京都事務所からは少し離れています。

京都地方裁判所の本庁に行くときは、「京都」駅から市営地下鉄に乗って「丸太町」駅で降り、そこから歩きますが、片道30分程度で移動

が、最近は、亀岡以北の電車の本数が減つてしまたため、どうしても

待ち時間が発生してしまい、前よりも往復に時間がかかるようになります。

「園部」駅からも2キロメートルほど離れており、国道9号線を歩くと最短距離になるのですが、自

動車の交通量が多いのに歩道が狭く歩きにくいため、普段は少し大回りをして、市街地を抜けるルートで裁判所に向かっています。

京都事務所から向かうときは、

京都地方裁判所とその支部



1 京都地方裁判所本庁

京都地方裁判所本庁（「支部」）に對して「本庁」と呼んでいます）は、京都で弁護士として働いている私は、京都事務所から向かうときは、「京都」駅から市営地下鉄に乗って「丸太町」駅で降り、そこから歩きますが、片道30分程度で移動できます。

京都地方裁判所の本庁に行くときは、「京都」駅から市営地下鉄に乗って「丸太町」駅で降り、そこから歩きますが、片道30分程度で移動できます。

京都地方裁判所には複数の支部がありますが、支部は全て京都市より北にあるため、京都府南部は本庁が管轄しています。

福知山支部は、福知山市と綾部市を管轄していますが、所在地は福知山ですので、京都事務所から

京都事務所から向かうときは、

2 園部支部

園部支部は、亀岡市や南丹市の大部分を管轄しており、所在地は南丹市園部町です。

京都事務所から向かうときは、

京都駅から「園部」駅までJR嵯峨野線（山陰本線）に乗るのですが、

京都駅から市営地下鉄が減つてしまたため、どうでも待ち時間が発生してしまい、前よりも往復に時間がかかるようになります。

京都地方裁判所本庁（「支部」）に

京都で弁護士として働いている私にとっては最も馴染みのある裁判所ですが、御所の南側にあるため、

みおの京都事務所からは少し離れています。

京都地方裁判所の本庁に行くときは、「京都」駅から市営地下鉄に乗って「丸太町」駅で降り、そこから歩きますが、片道30分程度で移動

が、最近は、亀岡以北の電車の本数が減つてしまたため、どうでも待ち時間が発生してしまい、前よりも往復に時間がかかるようになります。

「園部」駅からも2キロメートルほど離れており、国道9号線を歩くと最短距離になるのですが、自

動車の交通量が多いのに歩道が狭く歩きにくいため、普段は少し大回りをして、市街地を抜けるルートで裁判所に向かっています。

京都事務所から向かうときは、

3 福知山支部

福知山支部は、福知山市と綾部市を管轄していますが、所在地は福知山ですので、京都事務所から

京都事務所から向かうときは、

5 宮津支部

宮津支部は、宮津市、与謝郡、京丹後市を管轄しています。

丹後市を管轄しています。

こちらも「宮津」駅から徒歩5分

という好立地なのですが、舞鶴支

部からさらに北西方方向

であり、「京都」駅から

という好立地なのですが、舞鶴支

部から徒歩5分

まで特急電車に乗っても片道1

時間以上かかります。

かつて、「福知山」駅はICOCA非対応だったので、紙の切符を買

う必要もありましたが、現在はICOCAに対応しております。以前よりも便利になっています。

4 舞鶴支部

舞鶴支部は、舞鶴市を管轄して

います。

舞鶴支部は、「西舞鶴」駅から徒歩5分という好立地なのですが、「京都」駅から「西舞鶴」駅までが遠く、直通の特急か「綾部」駅で乗り換えでも、片道1時間30分を要します。

舞鶴市は魚介類がおいしいのですが、電車の時間を考慮すると、食事をして帰るのは難しく、なかなか食べることができません。

6 日当負担と管轄合意

間が長いため、到着するころにはお尻が痛くなっています。

宮津駅までは特急でも片道2時間かかりますから、支部の中では最も移動が大変です。

宮津支部には何度も行つたことがあります。ですが、電車で座っている時

間が長いため、到着するころにはお尻が痛くなっています。

京都地方裁判所には複数の支部がありますが、支部は全て京都市より北にあるため、京都府南部は本庁が管轄しています。

京都地方裁判所本庁（「支部」）に

京都で弁護士として働いている私は、京都事務所から向かうときは、「京都」駅から市営地下鉄に乗って「丸太町」駅で降り、そこから歩きますが、片道30分程度で移動

が、最近は、亀岡以北の電車の本数が減つてしまたため、どうでも待ち時間が発生してしまい、前よりも往復に時間がかかるようになります。

「園部」駅からも2キロメートルほど離れており、国道9号線を歩くと最短距離になるのですが、自

動車の交通量が多いのに歩道が狭く歩きにくいため、普段は少し大回りをして、市街地を抜けるルートで裁判所に向かっています。

京都事務所から向かうときは、

2 園部支部

園部支部は、亀岡市や南丹市の大部分を管轄しており、所在地は南丹市園部町です。

京都事務所から向かうときは、

京都駅から「園部」駅までJR嵯峨野線（山陰本線）に乗るのですが、

京都駅から市営地下鉄が減つてしまたため、どうでも待ち時間が発生してしまい、前よりも往復に時間がかかるようになります。

京都地方裁判所本庁（「支部」）に

京都で弁護士として働いている私は、京都事務所から向かうときは、「京都」駅から市営地下鉄に乗って「丸太町」駅で降り、そこから歩きますが、片道30分程度で移動

が、最近は、亀岡以北の電車の本数が減つてしまたため、どうでも待ち時間が発生してしまい、前よりも往復に時間がかかるようになります。

「園部」駅からも2キロメートルほど離れており、国道9号線を歩くと最短距離になるのですが、自

動車の交通量が多いのに歩道が狭く歩きにくいため、普段は少し大回りをして、市街地を抜けるルートで裁判所に向かっています。

京都事務所から向かうときは、

3 福知山支部

福知山支部は、福知山市と綾部市を管轄していますが、所在地は福知山ですので、京都事務所から

京都事務所から向かうときは、

京都地方裁判所には複数の支部がありますが、支部は全て京都市より北にあるため、京都府南部は本庁が管轄しています。

京都地方裁判所本庁（「支部」）に

京都で弁護士として働いている私は、京都事務所から向かうときは、「京都」駅から市営地下鉄に乗って「丸太町」駅で降り、そこから歩きますが、片道30分程度で移動

が、最近は、亀岡以北の電車の本数が減つてしまたため、どうでも待ち時間が発生してしまい、前よりも往復に時間がかかるようになります。

「園部」駅からも2キロメートルほど離れており、国道9号線を歩くと最短距離になるのですが、自

動車の交通量が多いのに歩道が狭く歩きにくいため、普段は少し大回りをして、市街地を抜けるルートで裁判所に向かっています。

京都事務所から向かうときは、

4 宮津支部

宮津支部は、宮津市、与謝郡、京丹後市を管轄しています。

京都地方裁判所には複数の支部がありますが、支部は全て京都市より北にあるため、京都府南部は本庁が管轄しています。

京都地方裁判所本庁（「支部」）に

京都で弁護士として働いている私は、京都事務所から向かうときは、「京都」駅から市営地下鉄に乗って「丸太町」駅で降り、そこから歩きますが、片道30分程度で移動

が、最近は、亀岡以北の電車の本数が減つてしまたため、どうでも待ち時間が発生してしまい、前よりも往復に時間がかかるようになります。

5 舞鶴支部

舞鶴支部は、舞鶴市を管轄しています。

みおのセミナー②

事前予約制

生前対策セミナー

～上手に相続対策しましょう～

無料
(全6回)

最新の税制・法改正に対応し、最近の動向や事例を交えて、相続税対策・納税資金対策、財産の承継や認知症対策について、一歩踏み込んだ相続対策を弁護士が解説します。制度や法律を正しく理解することで、大切な資産をまもり、上手に相続対策できます。

セミナー講師

代表弁護士
伊藤 勝彦

日程	場所	時間	内容
11月7日(木)	大阪	14:00	①「贈与」
13日(水)	神戸	14:00	①「贈与」
18日(月)	大阪	14:00	②「不動産」
20日(水)	神戸	14:00	②「不動産」
25日(月)	大阪	14:00	③「生命保険」
27日(水)	神戸	14:00	③「生命保険」
12月11日(水)	神戸	14:00	④「財産の承継」
12日(木)	大阪	14:00	④「財産の承継」
18日(水)	神戸	14:00	⑤「認知症対策」
19日(木)	大阪	14:00	⑤「認知症対策」
25日(水)	神戸	14:00	⑥「事業承継」
26日(木)	大阪	14:00	⑥「事業承継」

みおの個別相談会

事前予約制

「個別相談会」のご案内



遺産分割の話し合いがまとまらない、遺留分のことを相談したい、相続手続きが複雑で困っている、先々に備えて遺言書を作りたいなどの相続問題や離婚問題に関する特別相談会(1時間無料)を開催します。

●個別相談会(遺言・相続) 無料

日程	場所	時間
11月13日(水)	大阪	10:00、13:00～17:00
18日(月)	大阪	10:00、11:00、16:00
19日(火)	京都	10:00～17:00
27日(水)	神戸	10:00～12:00、16:00～17:00
12月10日(火)	京都	10:00～17:00
11日(水)	大阪	10:00、13:00～17:00
19日(木)	大阪	10:00、11:00、16:00

●個別相談会(離婚問題) 無料

日程	場所	時間
11月13日(水)	大阪	10:00、13:00～17:00
12月11日(水)	大阪	10:00、13:00～17:00

※個別相談会は、各回1時間程度を予定しております。

記載の日程以外にも、**個別相談(初回30分無料)**を大阪・京都・神戸事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

各種セミナー・相談会等(事前予約制)の
ご予約・お問い合わせは

受付時間(月～土)／9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]

0120-7867-30
な や む な み お
通話料無料

※各種セミナー・相談会等に関する最新情報は、ホームページ(<https://www.miowlaw.jp>)でご確認ください。
※参加者多数の場合は、人数制限をさせていただく場合があります。

みおのセミナー①

事前予約制

「法律セミナー」のご案内



各セミナーに関してご興味のある方は、どなたでもご参加いただけます。事前予約制となりますので、お気軽にご連絡ください。

●おひとり様セミナー

無料

成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
11月13日(水)	大阪	11:00
13日(水)	京都	11:00
12月19日(木)	神戸	11:00

●任意後見セミナー

無料

お元気な「今」だからできる生前対策として任意後見制度があります。任意後見の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。

日程	場所	時間
11月11日(月)	京都	11:00
12月2日(月)	大阪	11:00
25日(水)	神戸	11:00

●遺言書作成セミナー

無料

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類・作成方法など遺言書の基礎知識や、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
11月13日(水)	神戸	11:00
12月11日(水)	大阪	11:00
18日(水)	京都	11:00

●離婚セミナー(女性・男性)

ワンコイン(500円)

離婚を考えている方や離婚協議中方へ、離婚問題についての戦略的な方法を解説します。

離婚セミナー(女性)	日程	場所	時間
	11月21日(木)	大阪	13:00
離婚セミナー(男性)	26日(火)	神戸	13:30
	12月3日(火)	大阪	13:00
	19日(木)	神戸	13:30

離婚セミナー(男性)	日程	場所	時間
	11月13日(水)	神戸	18:00
	21日(木)	大阪	18:00
	12月18日(水)	神戸	18:00
	20日(金)	大阪	18:00

みおの講座

事前予約制

エンディングノート書き方講座



ご自身のライフプランを考えるきっかけにしていただける講座です。「エンディングノート」を作って生前対策を始めましょう。

- 日程: 11月14日(木)
- 時間: 11:00～(約1時間)
- 場所: 「みお総合法律事務所」大阪事務所



